

# 第5章 市税についてのお問い合わせ

## 市税に関する証明

納税証明、所得証明、固定資産の評価証明などが必要な方は、次の本人確認書類（窓口におこしになる方のもの）をお持ちになって市税事務所、区役所・支所の税務窓口へおこしください。

ただし、住宅用家屋証明については、市税事務所で発行していますので、住宅用家屋証明が必要な方は、市税事務所へおこしください（どの市税事務所でも発行しています。）。また、中古住宅の住宅用家屋証明に限って、名東区役所の税務窓口でも受け付けます。

なお、納税義務者が法人の証明を申請する場合は、窓口におこしになる方の本人確認書類のほかに、法人からの委任状が必要です。ただし、申請書の納税義務者欄に代表者印（支店長印）または社印（支店印）を押印した場合には、不要です。

※委任状を偽造し行使した場合は、私文書偽造罪・同行使罪（刑法第159条・第161条）により罰せられることがあります。

### 本人確認書類

運転免許証・パスポート（旅券）・マイナンバーカード（個人番号カード）・住民基本台帳カード・身体障害者手帳・その他官公署が発行した顔写真がついた証明書（いずれもお持ちでない場合は、敬老手帳、社員証、納税通知書等を複数ご提示ください。）

### ●市税に関する証明を申請することができる方

- ①納税義務者ご本人（相続人、納税管理人などを含みます。）
- ②納税義務者ご本人の委任状をお持ちの方
- ③住民票上同一世帯である配偶者および親族で、納税義務者ご本人から依頼があったと認められる方

※土地を賃借している方（借地人）については当該土地の、家屋を賃借している方（借家人）については当該家屋およびその敷地の評価証明の申請することができます。なお、申請の際には、本人確認書類のほかに賃貸借契約書をお持ちください。

※申請書の内容などから納税義務者ご本人の意思が確認できない場合はお断りすることがあります。

### ●市税に関する証明の種類と手数料

証明の種類	手数料	
納税証明（納付額などの証明）	1税目・1課税区・1課税年度につき	300円
所得証明（所得金額などの証明）	1課税年度につき	
非課税証明（※）（個人の市民税・県民税が非課税であることの証明）	1課税年度につき	
固定資産の評価証明（対象資産の評価額などの証明）	1物件・1課税年度につき	
法人の所在地証明	1事務所または1事業所につき	
軽自動車税（種別割）納税証明（継続検査用）	無料	
住宅用家屋証明	家屋1個につき	1,300円

（※）前年中に所得がなかったため申告をしていない方は、市民税・県民税申告書を提出していただく必要があります（申告書はどの市税事務所、区役所・支所の税務窓口でも受け付けています。）。なお、市民税・県民税申告書には個人番号記載欄がありますので、身元確認書類及び番号確認書類をお持ちください（7ページ参照）。

### Q & A 市税に関する証明が必要なときには、どうすればいいの？

Q16

子どもが通う学校に提出するため、所得証明が欲しいのですが、どこで発行していますか？

A

所得証明（本市では、所得や課税・非課税についての証明を「市民税・県民税・森林環境税証明書」という名称で発行しています。）はどの市税事務所、区役所・支所の税務窓口でも発行しています（お住まいの地域を担当する市税事務所、区役所・支所以外でも発行します。）。

なお、証明の内容によっては担当の市税事務所などへ確認をするため、お時間をいただく場合がありますのでご了承ください。また、市役所では証明は発行していません。

**Q17**

代理人が市税に関する証明を申請することはできますか？

**A**

納税義務者ご本人の委任状をお持ちの方や、住民票上同一世帯である配偶者および親族で納税義務者ご本人から依頼があったと認められる方については、証明を申請することができます。

代理の方が窓口におこしになるときは、

1. 納税義務者ご本人の委任状
  2. 窓口におこしになる方の本人確認書類
- } の両方をお持ちください。

※1 紳士義務者が法人の場合、法人からの委任状が必要です。ただし、申請書の納税義務者欄に代表者印（支店長印）または社印（支店印）を押印した場合には、不要です。

※2 委任状を偽造し行使した場合は、私文書偽造罪・同行使罪（刑法第159条・第161条）により罰せられることがあります。

※3 住民票上同一世帯である配偶者および親族で納税義務者ご本人から依頼があったと認められる方については、上記2のみで差し支えありません（名古屋市外にお住まいの方は、住民票の写しなどもお持ちください）。

ただし、申請書の内容などから納税義務者ご本人の意思が確認できない場合はお断りすることがあります。

※4 法人の所在地証明、軽自動車税（種別割）納税証明（継続検査用）および住宅用家屋証明については、税務窓口におこしになる方の本人確認書類のみで証明を申請することができます。

**Q18**

私は専業主婦で夫の扶養親族になっていますが、私の所得証明を申請するにはどうすればよいですか？

**A**

扶養されている配偶者または親族の方は、課税されていない旨が記載された証明の申請をすることができます。

ただし、この証明には、所得金額は記載されていませんので、所得金額を記載した証明が必要な方は、市民税・県民税申告書を提出していただき、非課税証明を取得する必要があります（申告書はどの市税事務所・区役所・支所の税務窓口でも受け付けています。）。

なお、市民税・県民税申告書には個人番号記載欄がありますので、身元確認書類および番号確認書類をお持ちください（7ページ参照）。

**Q19**

市税に関する証明の申請書を事前に作成して窓口へ持つて行きたいのですが、どうすればよいですか？

**A**

証明申請書は、市ウェブサイト（ページID:74900）からダウンロードすることができます。

**Q20**

スマートフォンやパソコンから市税に関する証明を申請することはできますか？

**A**

所得証明、納税証明、固定資産の評価証明及び法人の所在地証明については、スマートフォンやパソコンから申請し、ご自宅で受け取ることができます「電子申請サービス」がご利用いただけます。



[電子申請のページ]

詳しくは、市ウェブサイト（ページID:128876）をご覧ください。

**Q21**

郵送で市税に関する証明を申請することはできますか？

**A**

郵送による申請も受け付けています。次のとおり申請してください。

<郵送による申請方法>

郵送で申請できる方は、納税義務者ご本人に限ります。

下記の書類をお住まいの区を担当する市税事務所管理課へお送りください。

・必要事項を記載した申請書

（市ウェブサイト（ページID:74900）からダウンロードしてください。なお、申請書には日中連絡のとれる電話番号を記入してください。）

・運転免許証などの本人確認書類の写し

※1 紳士義務者が法人の場合、法人からの委任状が必要です。ただし、申請書の納税義務者欄に代表者印（支店長印）または社印（支店印）を押印した場合には、不要です。

※2 委任状を偽造し行使した場合は、私文書偽造罪・同行使罪（刑法第159条・第161条）により罰せられることがあります。

・手数料分の定額小為替

・切手を貼り、宛名を書いた返信用の封筒

## 市税の不服申立て

市税の課税処分や滞納処分などについて不服のある方は、原則としてその処分があったことを知った日（例えば、納税通知書を受け取った日）の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して文書で審査請求をすることができます。この場合、審査請求書は、なるべく処分を行った市税事務所または収納管理・特別徴収事務センターを経由して提出してください。

なお、固定資産税・都市計画税に対する不服のうち、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服は、審査請求の不服の理由とはできません。価格について不服がある場合は、名古屋市固定資産評価審査委員会に対し、審査の申出をすることができます（「審査の申出」22ページ参照）。



## エルタックスに関するお問い合わせ

エルタックスや地方税お支払サイトに関する、各地方公共団体のサービス提供状況や利用手続きなど詳しくは、エルタックスホームページをご覧いただけます。各ヘルプデスクへお問い合わせください。

電子申告のご利用時間 午前8時30分から午前0時まで(土日祝・年末年始を除く。※)

※繁忙期には休日運用します。詳しくはエルタックスホームページをご覧ください。

エルタックスに関するお問い合わせ先

エルタックスホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

ヘルプデスク電話番号 ☎0570-081459(全国一律市内通話料金)

(IP電話などの場合 ☎03-5521-0019(通常通話料金))

ヘルプデスク受付時間 午前9時から午後5時まで(土日祝・年末年始を除く。)

地方税お支払サイトに関するお問い合わせ先

地方税お支払サイト <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>

ヘルプデスク電話番号 ☎0570-080481(全国一律市内通話料金)

ヘルプデスク受付時間 午前9時から午後5時まで(土日祝・年末年始を除く。)



## 税務職員を装った「不審電話」にご注意ください

名古屋市の税務職員や税務署の職員を装い、「税金を還付する」などと話を持ちかけ、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ振込みを行わせる「振り込め詐欺」などによる被害が発生しています。

<名古屋市では>

●還付金受け取りのために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めるはありません。

●市税の納付のために金融機関の口座を指定して振込みを求めるはありません。

●連絡先として、フリーダイヤルや携帯電話の電話番号をお伝えすることはありません。

税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書・還付請求書を基にその内容をご本人に確認することを原則としています。

ご不審な点があるときは、名古屋市市税収納事務センター(財政局収納管理・特別徴収事務センター収納管理担当)または、市税事務所まで電話等によりお問い合わせください。

## 名古屋市納税お知らせセンターから未納市税についてお知らせしています

名古屋市では、民間事業者に委託し、個人市民税・県民税・森林環境税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税および軽自動車税(種別割)を納期限までに納付していない方を対象に、電話で未納市税についてお知らせしています。その際民間事業者は、「名古屋市納税お知らせセンター」と名乗ります。

このお知らせは、平日の日中のほか、夜間や休日にも行っています。

## 代理による申告・申請について

市税の申告に関する書類の作成など市税の申告等の事務を、業として本人の代理で行うことができるのは、税理士など一定の資格を有する者に限られています。

資格を有しないにも関わらず、業としてこれらの事務を行っている者に市税の申告等の事務を依頼した場合、不測の損害を受けたり、税務上のトラブルの原因となるおそれがありますので、ご注意ください。

※「業として」とは反復継続して行うことをいいますので、必要に応じてご家族がご本人の代わりに申告書等を作成したり提出したりすることは差し支えありません。

※「税理士など一定の資格を有する者」とは、税理士、税理士法人、国税局長へ税理士業務を行う旨の通知をした弁護士および弁護士法人となります。

市税における主な申告書

- ・市民税・県民税申告書
- ・事業所税申告書
- ・償却資産申告書
- ・市たばこ税申告書 など

# 市税事務所について

名古屋市では市税に関する事務を、次の市税事務所で行っています。

また、所得証明などの税務証明や個人市民税の申告などは、区役所・支所の税務窓口でも取り扱っています。

名称	所在地	担当区域
栄市税事務所	東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階)	千種区・東区・北区・中区・守山区・名東区
本陣市税事務所	中村区松原町1丁目23番地の1 (中村区役所等複合庁舎4階)	西区・中村区・中川区・港区
金山市税事務所	中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル)	昭和区・瑞穂区・熱田区・南区・緑区・天白区

## 市税の課税・納税については市税事務所へ

お問い合わせの内容		お問い合わせ先	お問い合わせの内容		お問い合わせ先
市税の課税について	個人の市民税に 関すること	お住まいの区(1月1日現在)を担当する市税事務所市民税課	市税の納税について	納税相談に 関すること	お住まいの区を担当する市税事務所徴収課 ※軽自動車税については金山市税事務所徴収課(軽自動車税担当)
	法人の市民税に 関すること	栄市税事務所法人課税課 (法人市民税担当)		口座振替に 関すること	市税収納事務センター
	固定資産税・ 都市計画税に 関すること	資産(土地・家屋・償却資産)の所在する区を担当する市税事務所固定資産税課 (土地担当・家屋担当・償却資産担当)		還付に 関すること	
	軽自動車税に 関すること	金山市税事務所徴収課 (軽自動車税担当)		個人市民税(特別徴収) の手続きに 関すること	個人市民税 特別徴収センター
	事業所税に 関すること	栄市税事務所法人課税課 (事業所税担当)			

## 所得証明など税務証明の申請や個人市民税の申告書の提出などは 市税事務所または区役所・支所の税務窓口へ

証明・閲覧	受付窓口	申告書	申告書の提出先
所得証明 固定資産評価証明 納税証明 軽自動車の継続検査用納税証明 法人の所在地証明 地籍図の閲覧 固定資産課税台帳の閲覧	最寄りの市税事務所 または区役所・ 支所の税務窓口	個人市民税の申告書 軽自動車税(種別割)の 申告書(原動機付自転車等)	最寄りの市税事務所 または区役所・ 支所の税務窓口
住宅用家屋証明	最寄りの市税事務所	固定資産税(償却資産) の申告書	課税を担当する市税事務所
原動機付自転車等 の標識 (ナンバープレート)	受付窓口	法人市民税の申告書	栄市税事務所
標識(ナンバープレート) の交付・返納	最寄りの市税事務所 または区役所・支所の税務窓口	事業所税の申告書	
臨時運行番号標の 貸与・返納	金山市税事務所	その他の書類	書類の提出先
		市税の口座振替に関する書類	市税収納事務センター
		市税の還付に関する書類	
		給与支払報告書 従業員の異動届出書	
			個人市民税 特別徴収センター

## お問い合わせ先

(令和6年6月1日現在)

相談内容	担当区域	担当部署	電話番号 FAX
税務証明	千種・東・北・中・守山・名東	栄市税事務所	<b>☎ 959-3300*</b> <b>FAX 959-3317</b>
	西・中村・中川・港	本陣市税事務所	
	昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白	金山市税事務所	
納税相談	千種・東・北・中・守山・名東	栄市税事務所	<b>☎ 433-4003*</b> <b>FAX 433-4063</b>
	西・中村・中川・港	本陣市税事務所	
	昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白	金山市税事務所	
軽自動車税	全 区	金山市税事務所	徵収課(軽自動車税担当) <b>☎ 324-9803</b> <b>FAX 324-9825</b>
個人の市民税	千種・東・北・中・守山・名東	栄市税事務所	<b>☎ 959-3303</b> <b>959-3304</b> <b>959-3323</b> <b>FAX 959-3405</b>
	西・中村・中川・港	本陣市税事務所	
	昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白	金山市税事務所	
法人の市民税	全 区	栄市税事務所	法人課税課 (法人市民税担当) <b>☎ 959-3305</b> <b>FAX 959-3405</b>
事業所税	全 区	栄市税事務所	法人課税課(事業所税担当) <b>☎ 959-3306</b> <b>FAX 959-3405</b>
固定資産税 (土地)	千種・東・北・中・守山・名東	栄市税事務所	<b>☎ 959-3307</b> <b>FAX 959-3319</b>
	西・中村・中川・港	本陣市税事務所	
	昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白	金山市税事務所	
固定資産税 (家屋)	千種・東・北・中・守山・名東	栄市税事務所	<b>☎ 433-4026</b> <b>FAX 433-4066</b>
	西・中村・中川・港	本陣市税事務所	
	昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白	金山市税事務所	
固定資産税 (償却資産)	千種・東・北・中・守山・名東	栄市税事務所	<b>☎ 324-9807</b> <b>FAX 324-9826</b>
	西・中村・中川・港	本陣市税事務所	
	昭和・瑞穂・熱田・南・緑・天白	金山市税事務所	
口座振替 還付	全 区	市税収納事務センター	<b>☎ 957-6931</b> <b>FAX 957-6934</b>
		〒460-8202 中区丸の内三丁目10番4号	
個人市民税 (特別徴収)	全 区	個人市民税特別徴収センター	<b>☎ 957-6930</b> <b>FAX 957-6934</b>
		〒460-8201 中区丸の内三丁目10番4号	

\*市税事務所管理課におかけいただいた電話は、自動音声によりご案内していますので、ご用件に応じて番号を選択してください。

市税についての  
よくあるお問い合わせは  
こちらもご利用ください

名古屋おしごとダイヤル

TEL:052-953-7584

ウェブサイトはこちら▶



名古屋市公式LINE

(24時間自動対応)

登録はこちら▶



## 市税事務所の所在地等



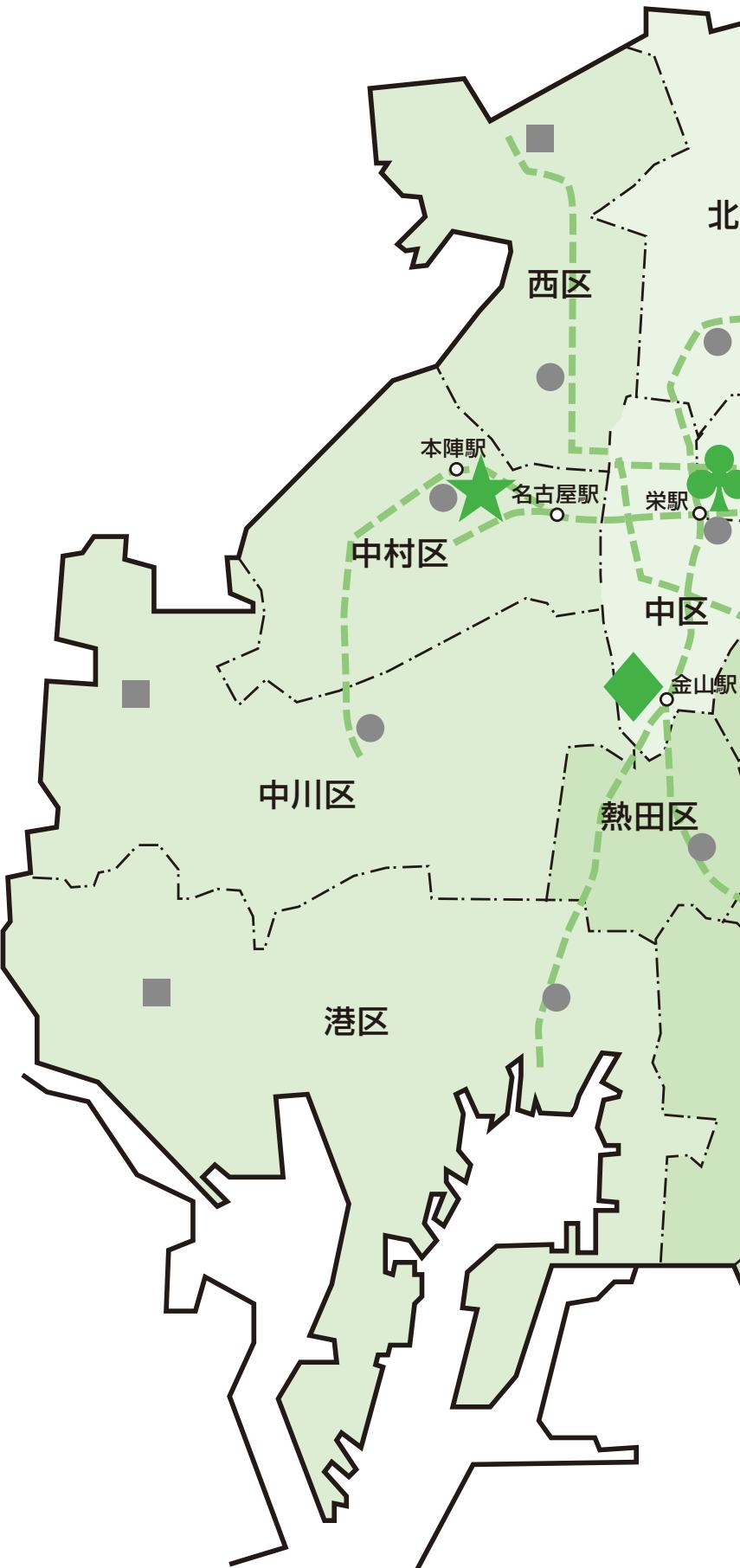
### 本陣市税事務所

〒453-8626 中村区松原町1丁目23番地の1  
(中村区役所等複合庁舎4階)  
<地下鉄本陣駅3番出口から100メートル>  
※地上行きエレベーターは4番出口付近にあります。  
<担当区域>西区・中村区・中川区・港区



### 金山市税事務所

〒460-8626 中区正木三丁目5番33号  
(名鉄正木第一ビル)  
<地下鉄金山駅5番出口から500メートル>  
<担当区域>昭和区・瑞穂区・熱田区・南区・緑区・天白区





### 栄市税事務所

〒461-8626 東区東桜一丁目13番3号  
(NHK名古屋放送センタービル8階)

〈地下鉄栄駅4A番出口から400メートル〉

〈担当区域〉千種区・東区・北区・中区・守山区・名東区



区役所・支所の所在地については、  
市ウェブサイトをご覧ください。



(暮らしの情報>施設案内>区役所・支所・保健センター)

## 参考 国税局・税務署・法務局・県庁・県税事務所一覧

### ●国税局・税務署・法務局・県庁・県税事務所一覧

(令和6年6月1日現在)

名称	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域〈名古屋市内〉
名古屋国税局	460-8520	中区三の丸三丁目3番2号 (名古屋国税総合庁舎3~8階)	(951)3511(代)	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
千種税務署	464-8555	千種区振甫町三丁目32番地	(721)4181(代)	千種区、名東区
名古屋東税務署	461-8621	東区主税町三丁目18番地 (名古屋第三国税総合庁舎1階)	(931)2511(代)	東区
名古屋北税務署	462-8543	北区清水五丁目6番16号	(911)2471(代)	北区、守山区
名古屋西税務署	451-8503	西区押切二丁目7番21号	(521)8251(代)	西区
名古屋中村税務署	453-8686	中村区太閤三丁目4番1号	(451)1441(代)	中村区
名古屋中税務署	460-8522	中区三の丸三丁目3番2号 (名古屋国税総合庁舎1・2階)	(962)3131(代)	中区
昭和税務署	467-8510	瑞穂区瑞穂町字西藤塚1番地の4	(881)8171(代)	昭和区、瑞穂区、天白区
熱田税務署	456-8711	熱田区花表町7番17号	(881)1541(代)	熱田区、南区、緑区
中川税務署	454-8511	中川区尾頭橋一丁目7番19号	(321)1511(代)	中川区、港区
名古屋法務局	460-8513	中区三の丸二丁目2番1号 名古屋合同庁舎第1号館	(952)8111(代)	下記以外の名古屋市内全域
名古屋法務局 熱田出張所	456-0031	熱田区神宮四丁目8番40号	(671)5221、5222	熱田区、中川区、港区、南区、瑞穂区、緑区
名古屋法務局 名東出張所	465-0051	名東区社が丘四丁目201番地	(703)2322、2324	守山区、名東区、天白区
愛知県庁	460-8501	中区三の丸三丁目1番2号	(954)6047 (税務課直通)	
名古屋東部 県税事務所	460-8483	中区新栄町二丁目9番地 (スカイオアシス栄内)	(953)7711	千種区、東区、中区、名東区 ※1 ※2
名古屋北部 県税事務所	451-8555	西区城西一丁目9番2号	(531)6301	北区、西区、守山区 ※1
名古屋西部 県税事務所	454-8503	中川区中郷一丁目3番地	(362)3211	中村区、中川区、港区 ※1
名古屋南部 県税事務所	456-8558	熱田区森後町8番22号	(682)8920	昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区 ※1
名古屋南部 県税事務所 高辻間税課	466-8501	昭和区円上町26番15号 (愛知県高辻センター内)	(881)6141	市内全域(ゴルフ場利用税、軽油引取税および産業廃棄物税)

(税務署におかけいただいた電話は、自動音声によりご案内していますので、ご用件に応じて番号を選択してください。)

※1 ゴルフ場利用税、軽油引取税および産業廃棄物税を除きます。

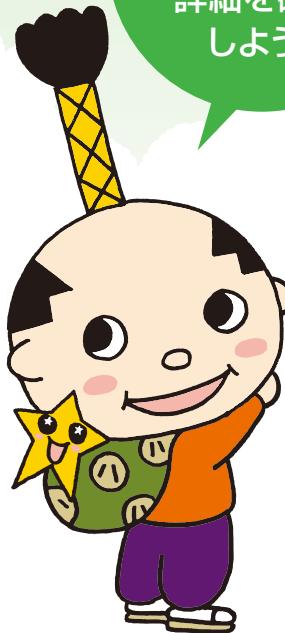
※2 県民税の利子割、県民税の配当割、県民税の株式等譲渡所得割、地方消費税、県たばこ税、(軽)自動車税環境性能割および狩猟税は市内全域を名古屋東部県税事務所で取扱います。

# 税務証明

自宅で受け取れる  
からとても便利

# 電子申請サービス

二次元コードを  
読み取って  
詳細を確認  
しよう!



本人からの申請は  
オンラインで完結



## お問い合わせ先

担当区域	担当する市税事務所・課	電話番号
千種区・東区・北区・中区・守山区・名東区	栄市税事務所管理課	☎052-959-3300
西区・中村区・中川区・港区	本陣市税事務所管理課	☎052-433-4003
昭和区・瑞穂区・熱田区・南区・緑区・天白区	金山市税事務所管理課	☎052-324-9800

※自動音声によりご案内しますので、ご用件に応じて番号を選択してください。

市税に関する説明動画(ページID:166906)・くらしの手続きガイドもご利用ください。 【手続きガイド】



市ウェブサイトでのID検索方法は2ページ参照



名古屋市公式ウェブサイト  
<https://www.city.nagoya.jp/>

市税のしおり(令和6年度版)

発行／名古屋市  
編集／財政局税務部税制課  
発行日／令和6年6月

※このしおりは、原則令和6年6月1日  
現在適用されている法令・条例に基づいて作成しています。  
(法令・条例については今後改正される場合があります。)

市税の納付は、便利な  
口座振替・自動払込みを  
ご利用ください。



名古屋市公式  
マスコットキャラクター  
「はち丸」と「かなえっちゃん」